/国土交通省

第5章第1節 2. ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の推進

「バリアフリー法」に基づき、駅などのハード面の整備に加え、高齢者、障害のある人等の移動 等円滑化の促進に関する国民の理解及び協力を求めること、いわゆる「心のバリアフリー」を国の 責務として推進している。これまでに、介助の擬似体験等を通じバリアフリーに対する国民の理解 増進を図る「バリアフリー教室」の全国各地での開催や、鉄道利用者への声かけキャンペーン等の 啓発活動の推進を行っている。

さらに、東京2020大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、「心のバリアフリー」の観点 からの施策の充実などソフト対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律の一部を改正する法律 | が成立し、2021年4月に全面施行された。

この改正を踏まえ、①「バリアフリー教室」の開催を一層充実させること、②東京2020大会に向 けて、鉄道の利用に当たり、高齢者、障害のある人等に対するサポートを行っていただくよう、呼 びかけるキャンペーンを行うこと、③ 障害のある人等への接遇を的確に行うため、交通事業者向け のガイドラインを作成するとともに、より実践的な研修が行われるようモデルとなる接遇研修モデ ルプログラムを作成し、交通事業者等による実施の推進を図ることとしている。また、2020年12月 に開始した、バリアフリー対応に取り組み、その情報を積極的に発信している宿泊施設、飲食店、 観光案内所を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」では、2022年3月までに 合計243施設を認定し、高齢者や障害者等がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進し ている。

「高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国、地方公共団体、施設設置管理者及び国民 の責務として規定されたことに伴い、広報活動及び啓発活動の一環として、車両等の優先席、車椅 子使用者用駐車施設等、バリアフリートイレ、旅客施設等のエレベーターの適正な利用の推進に向 けて、キャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進する。







